4　備考の欄には、法第10条第２項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第２項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

［５～８　略］

別表第五号の九　監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の６第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

電波法施行規則第43条の６の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の２第１項／第137条の２第２項において準用する同条第１項（注３）に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。

記

長

1　対象の基地局（注４）

2　対策を講じていることを証する書類等

⑴　無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について無線設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けていることを証する書類（注５、８）

⑵　無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けていることを証する書類（注６、８）

⑶　無線設備に故障等の箇所を識別する機能を設けていることを証する書類（注８）

⑷　無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書類（注８）

辺

⑸　無線局運用規則第137条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）に規定する時間における保守運用体制に係る対策を講じていることを証する書類（注７、８）

⑹　作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを証する書類（注８）

4　備考の欄には、法第10条第２項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第２項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

［５～８　同左］

別表第五号の九　［同左］

［同左］

電波法施行規則第43条の６の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の２に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。

記

長

1　対象の基地局（注３）

2　対策を講じていることを証する書類等

⑴　無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について無線設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けていることを証する書類（注４、７）

⑵　無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けていることを証する書類（注５、７）

⑶　無線設備に故障等の箇所を識別する機能を設けていることを証する書類（注７）

⑷　無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書類（注７）

辺

⑸　24時間365日にわたる保守運用体制に係る対策を講じていることを証する書類（注６、７）

⑹　作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを証する書類（注７）